

茨城工業高等専門学校教学 I R 室規則

令和 6 年 2 月 2 0 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）教員組織規則第 1 9 条第 2 項の規定に基づき、本校における教育活動の改善に資するため、教学 I R 室（以下「I R 室」という。）を置き、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 I R 室は、本校における教育及び学生支援に関する情報の収集及び分析を通じて、教学マネジメントにかかる意思決定を支援することを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育内容・方法の改善にかかる各種情報の収集・分析に関する事
- (2) 教育課程・制度等の改善にかかる各種情報の収集・分析に関する事
- (3) 修学・学生生活の改善にかかる各種情報の収集・分析に関する事
- (4) 入学者選抜方法の改善にかかる各種情報の収集・分析に関する事
- (5) その他教学マネジメントにかかる意思決定の支援に関する事

(組織)

第 4 条 I R 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 室員（教員：若干名）
- (3) 学生課長
- (4) 教務係長
- (5) 学生支援・寮務係長
- (6) 入試係長
- (7) その他校長が必要と認めた者

(室長)

第 5 条 室長は、教授又は准教授のうちから校長が指名する。

2 室長は、校長の命を受け、I R 室の業務を掌理する。

3 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室員)

第 6 条 第 4 条 2 号に掲げる室員は、教授、准教授、講師及び助教のうちから室長が指名する。

2 室員は、室長の命を受け、I R 室の業務を処理する。

3 室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報の収集)

第 7 条 室長は、第 3 条各号に掲げる業務の必要に応じて、各系長等に情報の提出を依頼することができる。

2 前項の規定により情報の提出を依頼された各系長等は、原則として提出するものとする。

(情報の管理及び制限)

第 8 条 I R 室は、収集した情報を適切に管理するものとする。

2 I R 室が収集した個人情報の取り扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則及び茨城工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規則の定めるところによる。

(事務)

第9条 IR室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、IR室の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年2月20日制定)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日一部改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。